

令和5年3月31日

社会福祉法人霧島市社会福祉協議会  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2回）

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1： 全社員の一月当たりの平均残業時間を15時間以内とする。
----------------------------------

<対策>

- 令和5年4月～ 部署ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。
- 令和5年4月～ ノー残業デーを設定し、管理職も含めた完全定時退社とする。
- 令和5年5月～ 部署ごとの業務効率化計画の進捗を課長会での報告事項とする。
- 令和5年10月～ 管理職を対象とした業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和6年4月～ 部署ごとに実施状況を調査し、取組の見直しを検討する。